



Title	情報操作と言語空間 : 二つの軍事裁判
Author(s)	伊勢, 芳夫
Citation	言語文化共同研究プロジェクト. 2017, 2016, p. 41-51
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/61999
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

情報操作と言語空間

——二つの軍事裁判——

伊勢 芳夫

1. はじめに

19世紀から20世紀にかけての帝国主義を論じたJ・A・ホブスン(J. A. Hobson)は、経済的な側面からイギリスの帝国主義的拡張を激しく断罪したが、括弧つきながらも「劣った人種(lower race)」¹に社会の安定と進歩をもたらすことに真摯に貢献するならば帝国主義も肯定されるとしている。現実には資本家による経済的搾取が帝国主義国家の領土的拡張の隠された原動力であるので歴史的に展開してきた帝国主義は否定すべきものであるのだが、理論上は帝国主義を容認する可能性の余地をホブスンは残していることになる。もともと帝国主義を支持する人々も、あからさまな人的・経済的搾取を目的として帝国主義的拡張を唱道しているわけではなく、「文明化の使命」を理念としているのである。一般的にあって、「本音」と「建前」は表裏一体の関係にあり、「白人の責務」と有色人種からの人的・物的搾取も一種の「合板」構造を形成していて、簡単に両者をはがすことはできない。言い換えれば、「文明化しつつ搾取する」というのが帝国主義の下での植民地政策の実態であったと思われる。しかしながら理念(建前)の方の「文明化の使命」による植民地支配も、19世紀から20世紀の転換点にあるイギリスでは、「劣った人種」に一元的な統治制度を押し付けることはリベラルの精神に反するという意識が生まれてきたことで、統治の仕方が変化してきていると以下の引用のようにホブスンは言う。確かに、英領インドの行政官であったヘンリー・コットン(Sir Henry Cotton)も、20世紀初頭に著した『新インド (New India or India in Transition)』でイギリス人による一方的なインド統治をやめ、いわば「インド合衆国」というようなイギリス人とインド人による共同統治を提唱している。²一方、ホブスンは台頭してきたアメリカの帝国主義には、『出来合いの』文明を異教徒にもたらそうとする使命感を持っている」という非難が依然としてあると、間接的な言い方だが、アメリカ帝国主義の後進性を指摘している。

¹ ホブスンの『帝国主義論 (Imperialism)』では、“a lower race”、“lower races”と表記している場合と、引用符なしの表記が混在している。Imperialism: A Study (New York: James Pott & Company, 1902, rpt. by ULAN Press)

² Henry Cotton, *New India or India in Transition* (London: Kegan Paul, 1907, rpt. Bibliobazaar), pp. 242.

In particular, the trend of liberal sentiment regarding government of lower races is undergoing a marked change. The notion that there exists one sound, just, rational system of government, suitable for all sorts and conditions of men, embodied in the elective representative institutions of Great Britain, and that our duty was to impose this system as soon as possible, and with the least possible modifications, upon lower races, without any regard to their past history and their present capabilities and sentiments, is tending to disappear in this country, though the new headstrong Imperialism of America is still exposed to the taunt that “Americans think the United States has a mission to carry ‘canned’ civilization to the heathen.” The recognition that there may be many paths to civilisation, that strong racial and environmental differences preclude a hasty grafting of alien institutions, regardless of continuity and selection of existing agencies and forms—these genuinely scientific and humane considerations are beginning to take shape in a demand that native races within our Empire shall have larger liberty of self-development assured to them, and that the imperial Government shall confine its interference to protection against enemies from without, and preservation of the elements of good order within. (*Imperialism*, p. 258)

上記の引用では 20 世紀初頭の大英帝国と新興帝国主義国家であるアメリカとを単純に対置させているのではないが、19 世紀初頭の T・B・マコーリー(T. B. Macaulay)ら啓蒙主義者たちの自信に満ちた世界観から、凋落期に入った大英帝国の現状を見てきたイギリス人住民たちの、アメリカへの冷ややかな視線をホブズンは代表しているといえる。この視線は、日本占領期の GHQ をつぶさに観察したオナー・トレーシー(Honor Tracy)の『カケモノ』の中にも引き継がれているといえるだろう。トレーシーは、日本を「民主化」しようと奮闘している GHQ に対して、以下のようにつぶやく。³

It was a new and an intriguing form of imperialism. The aim of occupation was not to hold the enemy down until he was disarmed, or had made restitution, as in the old days, but until his way of life had been entirely remodelled after that of the conqueror. It was a method at once softer and more profoundly cruel than any which had previously been tried. Religion, art, press, education, law, family custom, nothing was to escape the fatherly attention of the invader, and the more delicate the problems involved, the more carefree, it seemed, was the approach. (*Kakemono*, p. 20)

ところで、トレーシーのいう GHQ の“a new and an intriguing form of imperialism”は成功したのであろうか。第 2 次世界大戦終了後に開廷された 2 つの裁判を比較する時、裁判の結果、イギリスの方は植民地での権威が失墜したのに対して、アメリカの方は占領地を含め

³ Honor Tracy, *Kakemono: A Sketch Book of Post-War Japan* (New York: COWARD-McCANN, 1950, rpt. by ULAN Press).

世界の多くの地域において 20 世紀後半以降を牽引していく新たな潮流の中心としての「始まり」となったことから、GHQ の日本での実験は一定の成果を上げたといえるかもしれない。それら 2 つの裁判とは、日本軍に協力したインド国民軍 (INA) の「裏切り者」を裁くデリー裁判と、戦争責任者として東条らを裁く東京裁判 (極東国際軍事裁判) である。デリー裁判については、デリー裁判とそれを契機にして民衆の間に沸き上がった民族意識についてのインドラニ・ダッタ (Indrani Dutta) の解説の要約を以下に記す。⁴

INA の兵士の軍事裁判は、1945 年 11 月 5 日にデリーのレッド・フォートで開廷した。INA の 3 人の将校は、イギリス王への宣戦、殺人、そして殺人教唆の罪に問われた。最高指揮官のクルード・ジョン・エアー・オーキンレック卿 (Sir Claude John Eyre Auchinleck) は、そのような罪状がインド民衆の世論をひるませると確信を持ち公開裁判を命じたのだが、裁判後、インド中の同情が INA に向けられたことを認めたという。またダッタは、弁護士のブラバハイ・デサイ (Bhulabhai Desai) の活躍も大きかったという。INA は国際法の下で承認された政府の軍隊であり、INA への参加は愛国心によるものであり、支持する政府と民族解放のために戦うのは法によって認められた権利だと、デサイは主張した。この結果、インド臨時政府と INA の独立した地位が認知されただけではなく、INA の英雄的な戦いを人々が知ることとなった。支配者であるイギリス側は、裁判を撤回せざるを得なくなった。このようなイギリスの腰砕けには、インパール作戦の成功がインドでの大暴動につながっていただろうという戦時中の不安がその根底にあるとダッタはみる。

INA の軍事裁判が引き起こしたインド民衆の民族主義により、INA の兵士たちは祖国を解放しようという思いで行動した「真の愛国者 (true patriots)」として受け入れられ、その広がりにはさまざまな社会階層や政治グループに広がっていった。軍隊も例外ではなかった。そのときは、ヒンドゥー教徒とイスラム教徒のコミュナル対立すら鎮静化したほどであった。INA 軍事裁判が生み出したインド人の一体感については、ジャワハルラル・ネルー (Jawaharlal Nehru) も認めている。「INA に関して、インド中のさまざまな階層やグループに顕在化した一体感や感情は、インドの歴史においてこれまで決してみられなかったものだ。」⁵

一方、東京裁判の方は、戦中・戦前の日本を断罪することに成功し、東条らに付与された「A 級戦犯」という負の称号は今日まで東アジアで影響を持ち続けている。⁶

なぜデリー裁判ではイギリスの思惑が失敗に終わり、日本においてはアメリカの思惑が成功したのであろうか。1857-9 年に起こったインドの大乱ではインド人の「残虐」・「野蛮」という表象化が成功したことを考えると、1 つにはイギリスの政治及び軍事的影響力の喪失

⁴ 拙著『「反抗者」の肖像——イギリス、インド、日本の近代化言説形成＝編成——』、溪水社、2013 の pp. 368-9 を参照。

⁵ Indrani Dutta, *The Japanese Invasion of India (1944): Myth or Reality?* (Delhi: Spectrum, Publications, 1999), pp. 83-4.

⁶ 時の権力者から逆賊として追放されたり殺された者であっても神社に祀られる日本の風土においても、東条らが靖国神社に祀られていることが政治・外交問題化されるのは、東京裁判から開始された言説形成の拘束力の強さを物語っているだろう。

が考えられるだろう。2つ目は、イギリスが150年以上もの間インドを中心にアジアの広大な地域に植民地政策を行使してきた世界最大の植民地宗主国であったのに対して、アメリカの方は1898年にフィリピンを植民地にただけであり、植民地宗主国というイメージが希薄であったからであろう。そして3つ目としては、「アジアの解放者」という日本が自己の正当化の為に宣伝したプロパガンダをアメリカによって比較的簡単に壊すことができたのに対して、「インド解放の勇士」というインド国民軍のイメージをイギリスが壊すことができなかったためであろう。確かにこれらの理由は大きかったのであろうが、本論においては4つ目の理由を提案したい。それは、インドは、英語による教育制度をイギリスによって導入されたとはいえ、依然として多言語社会であったのに対して、日本は明治維新以降の近代化の過程で濃密な単一言語社会を作り上げていたことである。

次節において、多言語社会と単一言語社会の構造的差異について、インドと日本を比較することによって考察する。

2. インドと日本の言語風土の違い

多言語社会と単一言語社会の問題は、マジョリティとマイノリティの相対的位置関係として論じられることが多い。インドにおける英語教育や朝鮮半島における日本語の強要といった被支配・被差別民族に対する抑圧的な言語政策を批判する形で、マイノリティの政治的独立と伝承言語・文化の保護が重要とされる。しかしながら、言語はそれを使用する社会構成員の認識、価値観、思考を規定する「権力」を包含し、社会を覆う言説編成の中ですべての構成員の言動が拘束されるということを考えれば、単に社会的劣位におかれたマイノリティの問題だけではなく、優位にあるはずのマジョリティの構成員にとっても重要な問題なのである。言語によってマイノリティが差別されると同様に、言語によってマジョリティは差別することを強いられるのである。

このような言語の行使する「権力」は、インドのような多言語社会にあつては比較的人々の意識において前景化され、その政治的意味を多くの知識人が実感するのに対して、日本のような単一言語社会においては、アイヌ民族や琉球民族のような日本のマイノリティが話題になる場合は前景化されることがあっても、⁷日常生活において言語の「権力」、「政治性」が意識されることはほとんどないであろう。しかもその無意識性が、言語の「権力」を多言語社会においてよりもより強力に浸透させるのである。その構造は、程度の差こそあれカルト集団や独裁国家に共通するものを持っている。

一方インドにおいては、サンスクリット語はヒンドゥー教のバラモン独占物であり、コーランはアラビア語で書かれている。また、ムガル帝国の宮廷ではペルシャ語が使用されていた。そこに植民者のイギリス人が英語を持ち込み、ベンガルを中心にイギリスの支配力が強まるとインド人の高等教育に英語使用が推進された。しかしながら、あくまでも一部のインド人に対する英語教育であった。その推進者であったT・B・マコーリーが「覚

⁷ 例えば、Michael Weiner (ed)の*Japan's Minorities* (London and New York: Routledge), 1997を参照。

書」で書いているように、インド人の全員に英語教育を施すことは財政的に不可能であるし、数多くある俗語は“enriched from some other quarter”されない限り“poor and rude”な言語ということで、⁸教育、学問、文学、そして公的な場においては、一部の特権階級の独占物である上記の4つの言語のいずれかが用いられていたのだった。もっとも英領インドにおいても、知識や思想の普及が俗語の新聞等によって行われ始めたのであるが、独立以前のインド社会においては単一の言語による言説編成がマジョリティのインド人の価値観や思考を規定するようなものではなかった。したがって、堅固な想像の共同体が築かれることはなかったのである。そのことの1つの現れが、分離独立時のムスリム、ヒンドゥー教徒、そしてシーク教徒の間の凄絶な殺し合いであろう。しかしながら、英語が知識人の共通語になっていたことで、前掲のダッタの説明にあるように、例えばインドの大反乱のころに較べれば想像の共同体としてのインドイメージはインド人の中につくられていたため、支配者／被支配者の対立構造として、インドの現状を多くのインド人がとらえることになったのである。

日本の場合、江戸時代には日本語の話し言葉と書き言葉のずれや不統一があったが、明治以降言文一致の「国語改革」の言語政策、⁹明治5年の「学制」以来の義務教育の就学率の向上、情報インフラや発行部数の総計が格段に多い三大紙の存在、¹⁰高等教育での日本語の使用など、情報全般が日本語においてなされており、外国語は研究者、外交官、ジャーナリスト、貿易関係等の人々に限られていたのである。英語等の外国語や漢文の使用が一部の知識人等に限られていたというのは英領インドの状況と似ているように思われるかもしれないが、それらの言語が「権力」と結びついていないという点で、社会に対する機能や影響力が全く異なる。明治天皇の詔勅が英語で発せられたり、神道の詔がフランス語で書かれるなどありえなかったのである。法律も、義務教育における教科書も、新聞もすべて日本語で書かれていたし、またそれが自明のことであった。もちろん、日本でも英字新聞はあったし、外国語教育もなされてきたのだが、日本語以外の言語は日本では「権力」を保持しない、いわば標本のようなものでしかなかった。日本の学校では「生きた外国語」を教えようとはしなかったし、「生きた英語」を聞き取れるような日本人も僅少であったのだ。

おそらく、ここで疑問が生じるであろう。もしこれほどまでに日本語という単一言語が支配する日本社会であるのならば、どうして東京裁判はGHQの思惑通りの判決を下しても

⁸ T. B. Macaulay, “Minute of the 2nd of February, 1835” in *Speeches* (London: Oxford University Press, 1935), p. 348.

⁹ イ・ヨンスク、『「国語」という思想——近代日本の言語認識』（東京：岩波書店、2012）では、植民地主義と絡めて明治以降の国語改革が論じられている。

¹⁰ 民間情報局(CIE)作成の1948年11月10日付け“A Brief Survey of the Daily Press in Japan”では、朝日新聞、毎日新聞、そして読売新聞の発行部数の総計は840万分以上で、日本全体の157の日刊紙の総発行部数の約44%以上を占めているという。「[資料紹介] GHQ 民間情報局による日本新聞分析：1948年(続)」、山本武利訳、pp. 35-60、『Intelligence インテリジェンス』第8号、2007年4月28日、20世紀メディア研究所編刊、紀伊國屋書店を参照。

日本人は暴動を起こさず、それどころかその後の日本社会の言説編成を大きく変えることになったのであろうか。それに対する考えうる1つの説明は上述したように、日本社会にあつては日常生活における言語の「権力」・「政治性」に対する無意識性が、言語の「権力」を多言語社会においてよりもより強力に浸透させるからである。その意味において、江藤淳が主張する戦後の「閉ざされた言語空間」はGHQによってつくられたものではなく、¹¹明治日本がそれまでに物理的な「鎖国」に代わるものとしての言説的「鎖国」を作り上げ、それを、GHQが意図的、あるいは偶然に利用したと考えられるのである。

結局のところ、単一言語による言説編成が堅固に構築されている言語空間を持つ日本は、いったん文化の防御壁が破られアメリカの言説形成が侵入してくると、それが癌細胞のように増殖してしまうのである。一方、インドは、18世紀後半から始まるイギリスの植民地政策の下にあつたが、マジョリティのインド人を文化的ヘゲモニーの枠内におくような英語による言説編成をイギリスの英語教育政策は造り上げてはいなかったし、また、そもそも現地語でのインド亜大陸を覆うような言説編成も存在していなかったのである。それが日本とインドの言語空間構造の違いであろう。

次節では、GHQの情報操作がどのようなものであつたかをみてみよう。

3. 単一言語と情報操作

日本のような単一言語で識字率の高い社会では、それゆえに文化の拘束力がより強くなることを述べた。

それでは、GHQは日本の言語空間を利用して、どのような文化の拘束力を日本社会に科したのであろうか。それを見るために、「ウォー・ギルト・インフォメーション・プログラム(War Guilt Information Program)」についての当時の機密文書の幾つかを分析してみよう。¹²

分析する英文タイプの文章には、東京裁判についてどのように報道するか CIE(民間情報教育局)のプランが述べられている。CIEは、終戦直後の1945年10月からの2年間、占領目的を日本人に理解させることを中心に、日本での報道全般の情報操作を取り仕切ってきたのである。そして東京裁判は、東条らを「戦犯」として裁くいわば占領政策の最後を締めくくる重要な舞台であり、それに関する報道は非常に重要であると判断された。

もっともこの機密文書では、東京裁判の様相を日本人に伝えるにあたって「最大限の正確、正直さ、そして明快さをもって(with maximum accuracy, honesty and clarity)」報道する必

¹¹ 江藤淳、『閉ざされた言語空間——占領軍の検閲と戦後日本』、文藝春秋、1989を参照。

¹² 日本占領期の貴重な資料は、メリーランド大学マッケルディン図書館のプランゲ文庫に収められている。プランゲ文化については、「[アーカイブ紹介] メリーランド大学マッケルディン図書館 ゴードン W. プランゲ文庫——所蔵資料と利用サービス」、坂口英子(メリーランド大学マッケルディン図書館) pp. 58-64、『Intelligence インテリジェンス』第4号、2004年5月13日、20世紀メディア研究所編刊、紀伊国屋書店を参照。マイクロフィルム化されたものは、日本の国立国会図書館でも閲覧できる。

要があるとしている。¹³しかしながらこのような標語のような文言を掲げているからといって、「東京裁判報道」が公正中道であるということにはならない。なぜなら、ある記述や表現が「正確、正直、明快」かどうかの基準には判断者の価値観が働くが、その価値観はそれぞれの社会の言説編成の中で規定されるからである。例えば殺してもいい動物かそうでない動物かの区分をいくつかの社会で比較すれば、価値体系の相対性は明らかであろう。GHQの機密文章の中で東京裁判について、「最大限の正確、正直さ、そして明快さをもって」報道させるという文言がたとえ「誠実」な思いを込めたものであったとしても、言語文化的に「公正中道」であることにはならない。

それでは、「最大限の正確、正直さ、そして明快さをもって」、何が報道されるにふさわしく、何が切り捨てられなければならないかを、さらに「機密文章」を分析することによってみてみよう。

まず報道統制の目的をみてみよう。1945年10月2日(1945年10月17日修正)、及び、1946年6月3日のGHQの一般命令によると、あらゆる層の日本人に対して、日本の敗北に関する真実、戦争責任、現在と未来における日本人が受ける苦しみと物資の欠乏に対する軍部の責任、そして連合軍の軍事占領の理由と目的を明確に理解させることであるという。

このミッションを達成するために、1945年10月に発足したCIEが「ウォー・ギルト・インフォメーション・プログラム」を実施してきたという。このことが書かれている個所を引用しよう。

2. In accomplishing this mission, CIE initiated in October, 1945 and is still operating a War Guilt Information Program, with the assistance of IMTFE, as well as the Public Information Officer, FEC and SCAP and the Assistant A. C. of S., G-2, FEC and SCAP. This program is being implemented by all principal Japanese media of public expression: newspapers, books, magazines, radio, motion pictures and visual aids.¹⁴

CIEは、第1段階の「ウォー・ギルト・インフォメーション・プログラム」を、1946年6月まで、新聞、書籍、雑誌、ラジオ、そして映画に至る日本の主要な情報媒体のすべてを対象にして情報操作を行った。1946年になると、プログラムの第2段階として、日本が将来“an orderly, peaceful member of the family of nations”¹⁵になることを期待して、より積極的な「民主化」が遂行された。

「ウォー・ギルト・インフォメーション・プログラム」のクライマックスは、「極東国際裁判による最終判決と宣告を報道することで構成される」としている。日本国民は、こ

¹³ “(Confidential) War Guilt Program,” 4 August 1948, GHQ/SCAP Records, Box 5096 (21), CIE (B) 00364. (国立国会図書館憲政資料室所蔵)

¹⁴ 同上。

¹⁵ “(Confidential) War Guilt Program,” 3 March 1948, GHQ/SCAP Records, Box 5096 (21), CIE (B) 00364. (国立国会図書館憲政資料室所蔵)

の重要で劇的なイベントのニュースを公共報道に依存することになる。その結果、“In most cases, their permanent impression of the guilt of the defendants and of the Japanese nation, as well as the nature of the Allied victory and the quality of Allied justice, will be determined by what they read, hear and see through the medium of their own newspapers, radio and newsreels.”ということが計画されたのであった。¹⁶

「正確、正直、明快」に東京裁判を報道する具体的な方法としては、締め切りに追われる新聞社の「素人」の記者では誤報を犯す危険性があるので、「正確、正直、明快」の情報を各メディアに提供する。「ただし、占領当局は報道に対して(表面的には)コントロールはしない。」という方針であり、要約や梗概を提供するのは、“[m]any inaccuracies have crept into Japanese reporting of Occupation events”の弊害を除くやむを得ない処置であり、このように努力するのは“to insure honest, accurate and impartial reporting in compliance with the SCAP Press Code”だという。¹⁷

ここで非常に興味深いのは、英領インドの植民地政策でもみられることであるが、「啓蒙＝専制的支配」がイギリス人の内面で矛盾なく接合していたように、ここでも「正確、正直、明快な報道＝情報操作」が見事に接合している点である。書かれた当時は機密文書の扱いなので、単なる「建前」と「本音」の関係であればここまで取り繕う必要はないのであろうが、書いている本人も「裁く」側が作文したものを日本の報道関係者に渡し、それを報道させるというのと「正確、正直、明快な報道」とが矛盾しているという意識は全くないのだと想像されるのだ。

矛盾を意識していないどころか、東京裁判を「日本の敗北に関する真実、戦争責任、現在と未来における日本人が受ける苦しみと物資の欠乏に対する軍部の責任、そして連合軍の軍事占領の理由と目的を明確に理解させる」教材として CIE は最大限に利用しようとする。そのため、CIE は、日本の報道機関による最大限の報道が可能になるように極東国際軍事裁判に便宜を供与することを求めている。CIE にとって、東京裁判というショーをできるだけ多くの日本人に見せることで、“to carry out the war guilt phase of its information on mission”の素晴らしい機会が提供されるというのだ。¹⁸CIE は、日本における 2 年間の報道操作の経験から、より多くの日本人に報道すること、そしてそれは GHQ がパンフレットのような媒体で伝えるよりは、すでに日本の中で知名度のある新聞や雑誌で報道することの効果を発見していたのであった。

一方で、「ヒロシマ」に言及したアメリカの雑誌の記事が日本語に翻訳されて日本人の目に触れることは極力抑えなければいけないと認識されていた。

「ウォー・ギルト・インフォメーション・プログラム」の第 3 局面として、東条の「超

¹⁶ “(Confidential) War Guilt Program,” 4 August 1948, GHQ/SCAP Records, Box 5096 (21), CIE (B) 00364. (国立国会図書館憲政資料室所蔵)

¹⁷ 同上。

¹⁸ “(Confidential) War Guilt Program,” 10 May 1948, GHQ/SCAP Records, Box 5096 (21), CIE (B) 00364. (国立国会図書館憲政資料室所蔵)

国家主義者の証言(*ultra-nationalistic testimony*)」に日本人が影響を受けることと、一部の日本人やアメリカ人などが言い立てる広島・長崎への原爆投下を「残虐行為(*an atrocity*)」とする主張への対応策を検討する必要があるとする。裁判における東条の「もっともらしい(*convincingly*)」証言と一部のアメリカ人の広島・長崎への原爆投下への非難に影響されて、「今は活動を休止しているこの上もない超国家主義者たち(*the new quiescent ultra-nationalists*)」が占領政策終結後に復活するかもしれないというのである。したがって、広島・長崎への原爆投下、戦争犯罪を裁く裁判、東条の戦争責任についての誤った情報と、その情報により生まれるであろう全体主義につながる、目下みられるあるいはその疑いのある日本人の態度を抑え込むために、「広範囲で集中的なインフォメーション・プログラム(*an extensive and intensive information program*)」が必要だとする。そして、「望ましい目的(*the desired ends*)」を達成するとともに、他の占領目的にとって不都合にならないように、極めて慎重にインフォメーション・プログラムの実行性を検討する必要があるとする。¹⁹そのためにも、日本の世論の動向を調査する必要があるという。

「最大限の正確、正直さ、そして明快さをもって」東京裁判は報道されなければならないという GHQ のことばとは裏腹に、明確な意図をもって日本人に特定の考え方を刷り込むということは、自由報道を推進しているのではなく情報操作を行っているのだということ否定できないであろう。たとえ結果的に日本が「民主化」されたとしても、である。しかしながら、その「民主化」ということを今日評価するとき、はたして世界は本当に「東京裁判」後に良くなったのであろうか。そのことについて考えるとき、戦後の世界が辿った歴史から明らかであるように、東京裁判は帝国主義的侵略行為を裁くいわば「世界基準」の判断を確立することはなく、また、戦後作られた国際連合も、第 1 次世界大戦後に作られた国際連盟と同様に世界の安定にとって極めて不十分な組織に止まっているといわざるを得ないだろう。

紙面の都合上戦後世界に対する評価は別の機会に譲るとして、CIE による情報操作が非常に成功した日本の風土について最後に触れておこう。

すでに述べたように、日本は単一言語の「閉ざされた言語空間」構造の社会である。CIE による情報操作と同様、「文芸雑誌「人間」にみる事前検閲と事後検閲の光と影」で論じられているように、²⁰民間検閲局(CCD)による検閲も報道関係者以外の日本人の目から秘匿されていた。このことの意味は大きい。なぜなら、戦前・戦中の日本の内務省の検閲の結果とし

¹⁹ “(Confidential) War Guilt Program,” 3 March 1948, GHQ/SCAP Records, Box 5096 (21), CIE (B) 00364. (国立国会図書館憲政資料室所蔵)

²⁰ 「文芸雑誌「人間」にみる事前検閲と事後検閲の光と影」という論考において十重田裕一は、最初は事前検閲によって始まった GHQ の民間検閲局(CCD)の徹底した検閲が、2 年程度で事後検閲に切り替わった事情として、日本側の新聞や雑誌の編集者にプレスコードの内面化が起こり、自主検閲をするようになったことを挙げている。ましてや、検閲の事実を知らされていない一般読者にとっては、GHQ により情報操作されていることは夢にも思わなかっただろう。十重田裕一、「文芸雑誌「人間」にみる事前検閲と事後検閲の光と影」、pp. 4-11、『Intelligence インテリジェンス』第 8 号、2007 年 4 月 28 日、20 世紀メディア研究所編刊、紀伊國屋書店を参照。

での「××××」のような検閲の明示は外部からの干渉をはっきりと意識させるが、単一言語社会のその言語での秘匿された情報操作であるのだから、あたかも自発的な言説形成としてその構成員に受け入れられる。そしてすでに述べたように、その言語は構成員の認識や思考を拘束する「権力」を帯びているのである。

CIE は「東京裁判報道」だけではなく、1945 年 12 月 8 日から主要新聞に *Historical Articles on the War in the Pacific* を掲載させ、「本当の歴史」を日本人に刷り込んだ。そのシリーズは、本という形で高山書院から出版された。²¹また、“How It Can Be Told ‘Question Box’”、そしてその後の番組として“Truth Box”を NHK で流すなど、²²ラジオ、さらに映画も利用した。

このように、「閉ざされた言語空間」構造の日本社会の特性を、GHQ は見事に利用したのである。

4. 情報操作とグローバリズムの可能性

本論において、GHQ が日本で情報操作をしたこと自体をことさら問題にしているのではない。情報操作は、今日まで様々な社会で行われてきている。日本においても、国内だけではなく、台湾や朝鮮半島でも日本語を押し付ける言語政策や言論統制を行った。ここで問題にしているのは、GHQ の情報操作の特異性を問題にしているのである。

歴史的に、たとえば、英語による高等教育をインド人に施すことによって“Indian in blood and colour, but English in taste, in opinions, in morals, and in intellect”なインド人を作ろうとしたり、²³日本の統治下にあった朝鮮半島の教育政策において、1911 年 8 月に朝鮮教育令を公布し、その際、初代朝鮮総督の寺内正毅は「其の教育は特に力を徳性の涵養と国語の普及とに致し以て帝国臣民たるの品性を具えしむことを要す」といったように、²⁴被支配民族に母語を捨てさせ支配者のことばを押し付けることによって、自国に取り込む政策が行われた。しかしながら、GHQ による日本の占領政策においては、極めて異なる言語を母語とする被占領民族を、その異言語を用いながらその社会の言説編成の転換を図り、かなりの程度成功したのである。これは上述したトレーシーが言った“a new and an intriguing form of imperialism”の戦略であり、今日の「グローバリゼーション」につながるものである。つまり 19 世紀の大英帝国と 20 世紀のアメリカの世界戦略によって「国際共通語」としての地

²¹ 新聞に掲載された連合軍総司令部(GHQ)民間情報教育局による『太平洋戦争史——奉天事件より無条件降伏まで——』（中屋健弼訳、高山書院、1946）においては、欧米列強の植民地支配が見事に隠蔽されているだけではなく、日本国民が「軍部」にだまされていたということが繰り返し述べられている。これは日本が主張していた戦争の「大義」を否定し、無化する工作であるが、しかしながら、戦前の日本の言語空間において欧米列強による植民地の経済的搾取や人種差別に関する情報が流通していただけではなく、戦前の人間にとっては同時代のまさに「現実」であったのだ。

²² “IMPLEMENTATION OF FIRST WAR GUILT INFORMATION PROGRAM OCTOBER, 1945-June, 1946,” GHQ/SCAP Records, Box 5096 (21), CIE (B) 00364. (国立国会図書館憲政資料室所蔵)

²³ T. B. Macaulay, “Minute of the 2nd of February, 1835” in *Speeches*, p. 359.

²⁴ 森川展昭、「朝鮮語学会の語文運動」、『朝鮮 一九三〇年代研究』、むくげの会、三一書房、1982 を参照。

位を獲得した英語、及び、強大な軍事力と産業力とが相まって、アメリカが発信する情報が世界のさまざまな言語の言説編成に強力に影響を与えて「グローバリズム」を推進していったのである。

しかしながら、その「グローバリズム」の波も、単一言語による言説編成が堅固に構築されている日本においては文化的ヘゲモニーに効果的に作用したが、そうでない地域においてはあまり機能せず、むしろ今日の世界はその揺り戻しが大きな問題になっている。それはアメリカにおいても例外ではないのだ。

5. おわりに

本論において、東京裁判とデリー裁判の成功と失敗の結果から、単一言語社会と多言語社会の言語空間構造の違い、そして、日本という単一言語社会の情報操作による言説編成の大転換を、言語の文化的拘束力をうまく使って GHQ が見事に成功させた戦略を「機密文書」を分析することによって検証した。ただその戦略があまりうまくいったために、その後のアメリカの世界戦略にマイナスに働いていると思われる。その最たるものが 2003 年のイラク戦争であろう。その「戦争の大義」や「民主化」は、イラク国内にも世界にも正当性をもって浸透することはなかった。むしろこの戦争に対する非難の方が世界の言説編成の中で優勢である。もっともその原因が、サダム・フセインは東条英機よりも実は人道的な独裁者であったということではないだろう。

このようにみてくると、情報操作に惑わされないメディアリテラシーを鍛えることによって情報の真偽を常に監視する必要があると思われるのであるが、戦後の日本を見ていると果たしてそれが社会の幸福につながると一概に言えないような気がするのである。